

令和 7 年第 3 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 7 年第 3 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 7 年 3 月 2 5 日（火） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 3 9 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 2 階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 7 年第 3 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和7年第3回朝霞市農業委員会総会

令和7年3月25日（火）

午後3時00分から

午後3時39分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

19番 小寺 昌 委員 20番 高橋 吉久 委員

3 提出議案

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第13号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

議案第14号 朝霞市農業委員会職員の人事について

4 諸報告

（1）報告第3号 会長専決について

（2）その他報告

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（１９人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（１人）

委	員	野島	一
---	---	----	---

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦
事	務	局	局	次	佐藤	たかみ
事	務	局	主	任	根古谷	哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第3回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は第3回農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今年度最後の総会であるとともに、皆さんと最後に審議する総会となります。これまで皆様には通常の農地パトロールや農地利用状況調査、また農業祭関係、本日のような月1回の総会では大変ご協力いただきましてありがとうございました。

ここ数年、3条の申請でちょっと問題のあるような件がありましたが、調査員の方には現状をしっかりと調査をしていただきまして、総会に申し入れしていただきまして、いろいろな審議をさせていただきました。ただ、私も納得いかないところ、おかしいなというところもあったのですけれども、県の方によりますと、やっぱり提出申請書類がそろっていますと不許可とはいかないということで、継続審議とかになりましたけど納得いかない不快な思いをさせたと申し訳なく思っております。このような至らない会長ではありましたが、3年間お力添えをいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日も提出議案が6議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

はじめに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

19番 小寺 昌委員と20番 高橋 吉久委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第8号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

なお、議案第8号1番、2番につきましては、関連がございますので、一括で審議いたします。

また、同議案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、■■ ■■ 委員の暫時退席を求めます。

(■■委員 退席)

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和7年3月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

泉水■■■■■■■■、畑、畑、192平方メートル

譲受人

■■■■■■■■■■ ■■ ■

譲渡人

■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■

譲受理由、交換、譲渡理由、交換

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

次に、同項第４号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、番号１と２のいずれも、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、年間１５０日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、番号１の譲受人の世帯は約１０８アールの農地を、番号２の譲受人の世帯は約８７アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、番号１の申請地では１年目にカボチャ、２年目にニンジン、３年目にカボチャを栽培する計画であり、番号２の申請地では１年目にニンジン、２年目にハウレンソウ、３年目にブロッコリーを栽培する計画とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、番号１が５００メートル程、番号２が７００メートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、２ページをご覧ください。まず、水道庁舎を出発して左折し、坂を上ります。４０メートル程進んだら左折し、約１６０メートル進むと、左手に番号１の申請地があります。

次に、資料の４ページをご覧ください。番号１の申請地から５０メートル程進むと、左手に番号２の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第８号１番及び２番につきまして、何かご質問がございますか。

（ なし、の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第８号１番及び２番につきましては、許可とすることに決しました。

それでは、■■ ■■ 委員の入室を許可します。

（■■委員 入室）

次に、議案第8号3番、4番につきましては、譲受人が同一のため、一括で審議いたします。

それでは、議案第8号3番及び4番につきまして、小寺 昌委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は3月18日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後に行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約130アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、議案第8号の番号3の申請地では1年目に緑肥で土作りを行い、2年目にさつまいもを栽培、3年目にまた緑肥で土作りを行う予定とのことであり、番号4の申請地では1年目と2年目に緑肥で土作りを行い、3年目にさつまいもを栽培する予定であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、番号3が400メートル程、番号4が300メートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、6ページをご覧ください。朝霞厚生病院とあさか虹の歯科

の間の道を黒目川方面に70メートル程進むと左手に番号3の申請地があります。

次に、資料の8ページをご覧ください。産業文化センター駐車場から道を1本挟んだ北側に番号4の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第8号3番及び4番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第8号3番及び4番につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第9号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、■■■は退席をし、以後の議事進行は 秋山 磨弥委員をお願いします。

(■■■ ■■■■ 退席)

○秋山会長代理

それでは、議案第9号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは10ページをご覧ください。

議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につ

いて

令和7年3月25日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字宮戸■■■■■■■、田、畑、524平方メートル

大字宮戸■■■■■■■、田、畑、4. 57平方メートル

大字宮戸■■■■■■■、田、畑、1,089平方メートル

大字宮戸■■■■■■■■、田、畑、25平方メートル

讓受人

志木市 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■

讓渡人

■ ■ ■ ■ 及び ■ ■ ■ ■

■■■■■ ■■■■ ■■■■

■ ■ ■ ■ 及び ■ ■ ■ ■

■■■■■■■■■■ ■■ ■■■

転用目的、資材置場及び駐車場、農地区分、2種

調査説明委員、須田 哲也 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○秋山会長代理

議案第 9 号につきまして、須田 哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は3月19日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、許可日から1か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、譲受人が現在所有している三芳町の資材置場は、周辺

一帯の開発計画に含まれたため、手放すことになったとのこと。譲受人は、足場材等の仮設材を自社所有していることから保管場所が必要であり、市街化区域や第3種農地で探したものの希望条件を満たす土地がありませんでしたが、譲受人が扱っている不動産取引業務の中で、本社からの距離も近く、面積も求める広さを満たしている本申請地が見つかったことから選定したとのこと。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隣地との境界に万能鋼板による擁壁を設置することから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、11ページをご覧ください。内間木支所からJAあさか野旧内間木支店脇の道に入り、グリーンビレッジ朝霞台方面に向かい、建物を過ぎたところで斜め左に入り、新河岸川方面に150メートル程進むと右手にあさか大師があり、左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○秋山会長代理

では、議案第9号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第9号につきましては、許可相当と決しました。

それでは、■■ ■■■の入室を許可し、以降の議事進行を■■にお返しします。

(■■■■■■入室)

○高橋会長

次に、議案第１０号「農地法第５条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」及び議案第１１号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」につきましては、関連がございますので、一括で審議いたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは13ページをご覧ください。

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和7年3月25日提出

番号 1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字岡■■■■■の一部、田、畑、1,000平方メートルのうち8平方メートル

借受人

西東京市 ■■■■■■

貸出人

[illegible]

転用目的、通路（工事用）、農地区分、2種

調査説明委員、渋谷 昇委員

一時転用期間、許可後～3か月

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

続きまして、16ページをご覧ください。

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隅切りを設置するのみであることから、適当であると考えます。

申請地の位置ですが、14ページをご覧ください。まず、朝霞市博物館を出発して県道に出ます。その後、志木市方面に60メートル程進むと右手にセブンイレブンが見えますので、その手前で右折します。そこから約90メートル進むと、右手に議案第10号の申請地があります。

次に、資料の17ページをご覧ください。議案第10号の申請地を右折し、約150メートル進むと、右手に議案第11号の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第10号及び第11号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第10号及び第11号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第12号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題

といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは１９ページをご覧ください。

議案第１２号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和７年３月２５日提出

番号１

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、４６８平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、１，３００平方メートルのうち
１，２７２．６４平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、２１１平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、２，９０７平方メートルのうち
２，８７７．４０平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、１，５００平方メートル

根岸台■■■■■■■■■■、畑、畑、１，９３７平方メートル

相続人

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

被相続人

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

相続開始年月日 令和６年９月１０日

農業経営開始年月日 平成１９年１月１日

証明を必要とする理由

被相続人及び農地等の相続人が租税特別措置法第７０条の６第１項の適用を受けるための適格者であること。

調査説明委員、 渡邊 忠委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第１２号につきまして、渡邊 忠委員に、調査結果の説明をお願いいたしま

す。

○渡邊委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、3月21日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人によると、今後も引き続き農業を行うということです。

次に、特例適用農地の耕作状況について申し上げます。対象の農地は長ネギ、キャベツ、枝豆、ホウレンソウ等、多様な野菜が作付けられ、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、20ページをご覧ください。東朝霞公民館を出発して左折し、90メートル程進むと前方に馬頭観音があるのでそこを右折します。60メートル程進むと左手に申請地があります。

次に、23ページをご覧ください。水久保公園から南西に60メートル程進み、右折します。約25メートル進んだところで左折し、50メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第12号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第 12 号につきましては、適格者として証明することに決しました。

次に、議案第 13 号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の朗読をお願いします。

○根古谷主任

それでは 25 ページをご覧ください。

議案第 13 号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和 7 年 3 月 25 日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

次の 26 ページ以降をご覧ください。

今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、29 ページの変更概要書にお示した 4 地区となっております。

この生産緑地地区につきましては、次の 30 ページから 32 ページまで、それぞれ担当課であります、みどり公園課から案内図が添付されております。

また、1 地区については、市が道路用地として買収・整備を行ったことから区域の変更について、今回、意見を求められたものでございます。そのほか、3 地区については、行為制限が解除されたことに伴い、生産緑地地区の一部を削除や統合することについて、今回、意見を求められたものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

本議案は、生産緑地法施行規則第 1 条に基づき、別紙変更案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

議事日程 29 ページ、変更概要書をご覧ください。

29 ページの生産緑地地区について、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。

(「意見なし」との声あり。)

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議がないようですので、議案第13号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

ここで追加の議案がございます。

議案第14号「朝霞市農業委員会職員の人事について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

○根古谷主任

それでは追加で配布した議案をご覧ください。

議案第14号 朝霞市農業委員会職員の人事について

令和7年3月25日提出。

令和7年3月31日付けで、次のとおり農業委員会事務局職員を解任する。

佐藤 辰準 農業委員会事務局主任を解く。

令和7年4月1日付けで、次のとおり農業委員会事務局職員を任免する。

山根 浩 農業委員会事務局専門員を解く。

村山 雅一 農業委員会事務局専門員を命ずる。

佐藤 久美 農業委員会事務局主任を命ずる。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

議案第14号につきまして、何か質問はございますか。

(「なし」の声)

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を議案どおりに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、議案第14号を議案どおりと決定いたします。

異動対象となる方には、後ほどあいさつをお願いしたいと思います。

次に、諸報告を行います。報告第3号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、4月1日(火)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第3回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

19番 小寺 昌 委員

20番 高橋 吉久 委員

令和7年4月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員